

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【公表番号】特表2014-514732(P2014-514732A)

【公表日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-032

【出願番号】特願2013-557818(P2013-557818)

【国際特許分類】

H 05 K 7/20 (2006.01)

H 04 N 5/64 (2006.01)

【F I】

H 05 K 7/20 B

H 04 N 5/64 5 4 1 J

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月6日(2015.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

底面フレーム部分と、

前記底面フレーム部分の上にある情報カードリーダと、

断熱層と、

前記断熱層の上にある回路ボードと、

前記回路ボードの上にある天板ヒートシンクと、

前記天板ヒートシンクの上にあるトップカバーと、

を有する電子装置。

【請求項2】

前記断熱層は、開口部を有し、前記開口部を通して前記情報カードリーダは、前記回路ボードに電気的に接続される、

請求項1記載の電子装置。

【請求項3】

前記天板ヒートシンクは、中央の凹部を囲む平面状の周辺部を有し、前記中央の凹部は、前記回路ボード上の熱発生コンポーネントと接触する、

請求項1記載の電子装置。

【請求項4】

遠隔制御受信機アセンブリを更に備える、

請求項1記載の電子装置。

【請求項5】

前記遠隔制御受信機アセンブリは赤外線受信機である、

請求項4記載の電子装置。

【請求項6】

前記遠隔制御受信機アセンブリは、無線周波受信機である、

請求項4記載の電子装置。

【請求項7】

前記天板ヒートシンクは、前記平面状の周辺部から延びる壁部分を有し、前記壁部分は

、前記遠隔制御受信機アセンブリに接触し、前記遠隔制御受信機アセンブリを固定する、
請求項4記載の電子装置。

【請求項8】

前記天板ヒートシンクは、第二の中央の凹部を有し、前記第二の中央の凹部は、前記回路ボード上の第二の熱発生コンポーネントと接触する、
請求項3記載の電子装置。

【請求項9】

前記底面フレーム部分は、前記底面フレーム部分の2つの対向する側面に、クリップ受入れスロットを有する一対の垂直方向に延びる部分を有し、

前記天板ヒートシンクは、一対の対向する壁部分を有し、それぞれの対向する壁部分は、前記クリップ受入れスロットにはめ込む2つのクリップであって、前記天板ヒートシンクを前記底面フレーム部分に固定する2つのクリップを有する、

請求項3記載の電子装置。

【請求項10】

前記底面フレーム部分と前記2つの対向する側面のうちの1つとの間のギャップにより形成される情報カードリーダスロットを更に有する、

請求項9記載の電子装置。

【請求項11】

前記電子装置は、セットトップボックスである、

請求項1記載の電子装置。

【請求項12】

前記情報カードリーダは、スマートカードリーダである、

請求項1記載の電子装置。

【請求項13】

遠隔制御受信機アセンブリを更に有し、

前記天板ヒートシンクは、中央の凹部を囲む平面状の周辺部を有し、前記中央の凹部は、前記回路ボード上の熱発生コンポーネントと接触し、

前記天板ヒートシンクは、前記平面状の周辺部から延びる壁部分を有し、前記壁部分は、前記遠隔制御受信機アセンブリに接触し、前記遠隔制御受信機アセンブリを固定する、
請求項2記載の電子装置。

【請求項14】

前記天板ヒートシンクは、第二の中央の凹部を有し、前記第二の中央の凹部は、前記回路ボード上の第二の熱発生コンポーネントに接触する、

請求項13記載の電子装置。

【請求項15】

前記底面フレーム部分は、2つの対向する側面に、クリップ受入れスロットを有する一対の垂直方向に延びる部分を有し、

前記天板ヒートシンクは、他の一対の対向する壁部分を有し、それぞれの対向する壁部分は、前記クリップ受入れスロットにはめ込む2つのクリップであって、前記底面フレーム部分に前記天板ヒートシンクを固定する2つのクリップを有する、

請求項14記載の電子装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】スナップインヒートシンク及びスマートカードリーダを有するセットトップボックス又はサーバ

【技術分野】

【0001】

本発明は、セットトップボックスに関し、より詳細には、スナップインヒートシンク及びスマートカードリーダを有するセットトップボックスに関する。

本出願は、2011年3月9日に提出された米国仮出願第61/464,829号からの優先権を主張するものであり、この米国特許仮出願の内容は、引用により本明細書にその完全な形で盛り込まれる。

【背景技術】**【0002】**

熱管理は、セットトップボックスにおいて依然として重要な課題のままである。実際に、放散される必要がある多くの熱を導入する傾向にある、スマートカードリーダのような多くのコンポーネント及び増加される機能の導入により、改善された熱管理システムの必要が継続する。

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0003】**

セットトップボックスにおける更なる複雑さは、消費者の好みのため、セットトップボックスのサイズを最小化又は低減する増え続ける必要である。このコンパクトさの傾向は、熱管理を課題にする。これは、内部コンポーネント及び機能の数における増加を伴ってのこの更なるコンパクト性が熱を集中させるためである。

【0004】

セットトップボックスにおける更なる問題は、セットトップボックスにおいて後方に傾斜する赤外線（IR）受信機の傾向である。従って、セットトップボックスの体積及び多くのコンポーネントの導入を増加しないやり方で現代のセットトップボックスにおいてIR受信機を固定させる必要が存在する。

【課題を解決するための手段】**【0005】**

従って、本発明は、上述された問題に照らして創作され、本発明の目的は、とりわけ、改善された熱管理機能及びコンパクトな空間の効率的な設計をもつ、セットトップボックス又はサーバ等のような電子装置を提供することにある。

【0006】

電子装置は、底面フレーム部分、底面フレーム部分の上にある情報カードリーダ、断熱層、断熱層のある回路ボード、回路ボードの上にある天板ヒートシンク、及び天板ヒートシンクの上にあるトップカバーを含む。断熱層は、開口部を含み、この開口部を通して、情報カードリーダは、回路ボードに電気的に接続される。天板ヒートシンクは、1以上の中央の凹部を囲んでいる平面状の周辺部を含み、1以上の中央の凹部は、回路ボード上の少なくとも1つの熱発生部に接触する。電子装置は、平面状の周辺部から延びるヒートシンクの壁部分により固定することができるリモートコントロール受信機アセンブリを更に含む。電子装置は更に、底面フレーム部分が、底面フレーム部分の2つの対向する側面に、クリップ受入れスロットを有する一対の垂直方向に延びる部分を有し、且つ天板ヒートシンクが、一対の対向する壁部分を有し、それぞれの対向する壁部分は、クリップ受入れスロットにはめ込み、これにより底面フレーム部分に天板ヒートシンクを固定する2つのクリップを有する、という特徴を含む。また、電子装置は、底面フレームと上記2つの対向する側面のうちの1つの間のギャップにより形成される情報カードリーダスロットを含む。

【図面の簡単な説明】**【0007】**

本発明は、添付図面及び実施の形態を参照しながら詳細に説明される。

【図1】本発明に係る分解されたセットトップボックスの斜視図である。

【図2】本発明に係るセットトップボックスにおける回路ボードの上面の平面図である。

【図3】本発明に係るセットトップボックスにおける回路ボードの底部側の平面図である

- 【図4】スマートカードリーダをもつ回路ボードの底部側の平面図である。
- 【図5】トップカバーが除かれた本発明のセットトップボックスの上面図である。
- 【図6】本発明に係るヒートシンクの特徴を説明するセットトップボックスの内部コンポーネントの透視図である。
- 【図7】ヒートシンクがセットトップボックスの底面フレーム部分にどのように固定されるかを示す拡大斜視図である。
- 【図8】本発明に係るセットトップボックスの内部コンポーネントの下部の斜視図である。
- 【図9】本発明の他の実施の形態を説明するセットトップボックスの内部コンポーネントの斜視図である。
- 【図10】スマートカードのアクセスを強調するセットトップボックスの下部の斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0008】

図1を参照して、本発明に係るセットトップボックス1が説明される。図1は、キーコンポーネントが互いに關してどのように位置されるかを示すために分解されたセットトップボックス1の図である。セットトップボックスでは、スマートカードリーダ3は、断熱部又は熱障壁4の下に位置される。熱障壁4は、プリント回路ボード5の下に位置され、スマートカードリーダ3は、熱障壁4における開口8を通してプリント回路ボード5に接続される。セットトップボックス1は、内部コンポーネントを有し、内部コンポーネントは、底面(ボトム)フレーム2とトップカバー7との間に位置される、スマートカードリーダ3、熱障壁4、プリント回路ボード5、プリント回路ボード5上のスナップイン方式の天板(トップボード)ヒートシンク6を含む。熱障壁4は、プリント回路ボード5と同じ上面図のプロファイル又はプリント回路ボード5のプロファイルの80%であるプロファイルを実質的に有することが好ましい断熱材である。また、天板ヒートシンク6は、プリント回路ボード5の少なくとも80%をカバーするように、プリント回路ボードを完全に覆うか、又は回路ボードを実質的に覆う上面図を有する。

【0009】

図2～図4は、プリント回路ボード5の様々な図である。図2は、例示的なレイアウトを示すセットトップボックス1におけるプリント回路ボード5の上面の平面図である。図2は、回路ボード5が、回路ボード5のフロントエッジ26に取り付けられているか又はフロントエッジ26の近くに取り付けられる赤外線受信機アセンブリ21、回路ボード5のリアエッジに取り付けられるか又はリアエッジの近くに取り付けられるリセットスイッチ22及びチャネル3/4セレクタスイッチを有することを示す。この例示はIR受信機アセンブリ21のような回路ボードのコンポーネントの特定の例を示しているが、これらのコンポーネントは、他のコンポーネントで置き換えることができ、更なるコンポーネントを使用することができる。例えばIR受信機のアセンブリ21は、リモートコントロールの目的のために使用することができ、無線周波受信機のアセンブリで置き換えることができる。図3は、回路ボード5がスマートカードリーダインターフェース24のような更なるコンポーネントを含むことができることを示す、回路ボード5の底部側の平面図である。図4は、スマートカードリーダ3が回路ボード5の下に取り付けられる回路ボードの底部側の別の平面図である。この例はスマートカードリーダ3を含んでいるが、他の情報カードリーダを使用することもでき、本発明の範囲に含まれる。

【0010】

図5は、セットトップボックスの内部の上面図を示し、リセットポイントが底面フレーム2において回路ボードのセットによりプリント回路ボード5上にあるとき、メイントップヒートシンク6におけるアクセス開口51を通してリセットポイントへのアクセスを例示する。この図において、IR受信機アセンブリ21は、プリント回路ボード5上に見ることができる。ヒートシンク6は、キーとなる熱抽出機能であり、図1に示されるヒートシ

ンクコンタクト9を含む。天板ヒートシンク6は、セットトップボックスのメイン集積回路を冷却する効果的なやり方である。天板ヒートシンク6は、一般に成形されたプレートであり、概して平面状の周辺部52と、平面状の周辺部の平面から延びるか及び／又は該平面に延びる例えばポケット、中央の凹部、ノッチ、奥まった部分、マルチレベルの凹部、又はメサなどの成形された中央の特徴53とを有する。例示される実施の形態では、平面状の周辺部52は、中央の凹部の特徴53のうちの3つ又は4つの面を囲んでいる。中央の特徴又は中央の凹部53は、平面状の周辺部から延びる側壁を有し、平面状の周辺部と鈍角を形成する。成形された特徴は、メインの集積回路、及び／又はヒートシンクコンタクト9に接触するプリント回路ボード5上の他の熱発生コンポーネントに接触するために設計された平底を有する。

【0011】

図6は、不注意に傾斜、曲げ、又はさもなければ損傷されやすいIR受信機アセンブリ21の問題に対処するセットトップボックス1の内部の斜視図である。脆弱性の理由は、IR受信機アセンブリ21が回路ボード5のフロントエッジ26で一般に垂直方向に立つことにある。IR受信機アセンブリ21の潜在的な機械的な弱さに対処するため、ヒートシンク6は、平面状の周辺部52から突き出る拡張又は垂直方向の拡張を有する。垂直方向の拡張63の前面は、IR受信機アセンブリ21の後部と接触し、これによりIR受信機アセンブリ21に対して機械的な安定が提供される。さらに、下方向に延びる垂直方向の拡張63は、回路ボード5及び／又は回路ボード上のコンポーネントからの熱を更に抽出するために、回路ボード5又は回路ボード5上の他のコンポーネントの上に接触するように延びる。

【0012】

さらに、ヒートシンク6は、対向する面64の少なくとも1つのセットを更に有し、この対向する面の少なくとも1つのセットは、プリント回路ボードの上に広がり且つボトムカバー又はボトムカバーの垂直方向に延びる部分に接触する、平面状の周辺部52の外側エッジで平面状の周辺部52に垂直にある垂直方向の拡張63を含む。

【0013】

図6及び図7は、ヒートシンク6を底面フレーム2にどのように取り付けることができるかを示す。4つの垂直方向に延びる部分62が、底面フレーム2の下部から延びる。延出する部分62は、拡張受入れスロット61を有し、このスロットは、平面状の周辺部52から下方向に延びる対向する面64から延びるヒートシンクスナップ71を受けるように設計される。延出する部分62は、プラスティックコンポーネントであり、ヒートシンクスナップ71がスロット61に弾性的にはめ込まれて、ヒートシンクを固定するのを可能にする。

【0014】

図8は、断熱部（又は熱障壁）4を含むセットトップボックス1の内部コンポーネントの下部の斜視図を示す。スマートカードリーダ3と回路ボード5との間に熱障壁4を用いて、回路ボード5の底面側にスマートカードリーダ3を位置付けることは、セットトップボックスの更なる熱管理機能を提供する。実際に、熱障壁4は、スマートカードリーダ3のような回路ボード5の下にあるコンポーネントへの回路ボード5及び回路ボード5上のコンポーネントからの熱が伝わるのを部分的に防止することで、スマートカードリーダが熱くならないようにする。図1に示されるように、スマートカードリーダ3は、熱障壁4における開口部8を通してプリント回路ボード5に接続される。

【0015】

図9は、本発明の他の実施の形態を強調するセットトップボックスの内部コンポーネントの斜視図である。この実施の形態は、セットトップボックスがスマートカード／スマートカードリーダと関連するサーマルパッドに接触する第二の中央の凹部90を含むことを示す。さらに、スマートカードのアクセススロット91が、回路ボード5及び対向する面64のうちの1つの下にある。また、スロット91は、2つの垂直方向の拡張部分62の間であって、底面フレーム2の上にある。スロットは、セットトップボックスの短辺にあ

るよう示されているが、他の面に位置することもできる。第二の中央の凹部 90 は、回路ボード 5 (図示せず) における開口を通してスマートカードリーダと熱伝達するか、又は回路ボードを通してサーマルコンタクトと熱伝達する。

【0016】

図 10 は、セットトップボックス 1 の下部の斜視図を示す。図 10 は、スマートカード 101 がセットトップボックス 1 にどのように挿入されるか又はスマートカード 101 がセットトップボックス 1 からどのように取り外されるかを例示する。スマートカード 101 は、セットトップボックスのある面に位置されるスロット 91 を通してスマートカードリーダ 3 に挿入される。このカードのアクセス領域は、スマートカード 101 をつかむために湾曲した部分の下であって且つスマートカードの上に指が到達するのを可能にするため、セットトップボックスの上に向けて湾曲した凹面の輪郭 102 を有するトップカバー 7 を本質的に含む。さらに、底面フレーム 2 は、スマートカードをつかむためにスマートカード 101 の下に指が到達するのを可能にするため、内側に延びるセットトップボックスの下にある補足のスロット 103 を有する。

【0017】

なお、図面はこの開示の概念を例示するためのものであって、必ずしも、この開示を例示する可能性のあるコンフィギュレーションではないことを理解されたい。例えば、セットトップボックス及びスマートカードに関して例示されているが、本発明は、ハードドライブを有する他の電子装置に適用可能であり、これらの他の装置は、スマートカード以外のタイプの情報カードを有することができる。さらに、ヒートシンクは、適所に堅固に備え付けられるか、溶接されるか又ははんだ付けされる。